

奈良県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

令和元年十二月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

名 称	所 在 地
樋上病院	橿原市葛本町七〇一番地